

南部地区乗合ライドシェア実証運行業務基本仕様書

本仕様書は、南部地区乗合ライドシェア実証運行業務（以下「本事業」という。）について必要な事項を定めたものである。

1. 事業名称

南部地区乗合ライドシェア実証運行業務

2. 業務目的

小松市の南部地区（符津、矢田野、栗津、那谷）は、IR 栗津駅を中心に医療機関や商業施設等生活に必要な施設が集積している一方、矢田野地区等においては交通空白地帯となっており、さらに、令和7年3月の路線バス栗津線のダイヤ改正により大幅な減便が生じるなど、エリアのみならず時間帯の観点からの交通空白の拡大が見られている。

本事業は、上記の課題を踏まえ、南部地区住民（符津、矢田野、栗津、那谷）及び観光やビジネスで南部地区を訪れる来訪者を対象に、道路運送法第78条第2号の自家用有償旅客運送を乗合方式で行う（以下「乗合ライドシェア」と言う。）ことにより、地域住民や来訪者の移動手段を確保し、交通空白を解消することを目指すものであり、実装に向けた各種検証・評価を目的に乗合ライドシェアの実証を行うものである。

3. 委託期間

契約締結日から令和8年2月27日（金）まで。なお、当該期間中の実証運行実施日は本市が別途指定する。

4. 委託上限額

10,120,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

5. 業務内容

南部地区乗合ライドシェア実証運行に必要となる次の業務を行う。

(1) プロジェクトの総合調整・管理に関すること

実証運行実施に向けた基本的事項の検討・とりまとめや、事業の全体管理（進捗管理を含む）、関係行政機関や関係事業者、地域住民との調整に必要な各種支援を実施する。

ア プロジェクトの基本的事項の検討・とりまとめ

契約締結後に本市と綿密な打合せを行い、プロジェクト実施にあたり必要となる基本的事項について検討・整理を行うとともに、プロジェクト計画書として取りまとめを行うこと。

イ 事業の全体管理

本事業の円滑な実施に向け、進捗管理、本市や関係者との打合せを行うほか、必要となる支援を適宜行うこと。

ウ 関係事業者・機関との調整支援

地元交通事業者、関係行政機関（地方運輸支局等）への説明・協議を行うにあたり、委託業務の範囲に係る資料の準備や説明事項の整理、その他助言等の支援を行うこと。

エ 地域の合意形成に向けた支援

地域住民への説明・協議を行うにあたり、委託業務の範囲に係る資料の準備や説明事項の整理、その他相談対応等の支援を行うこと。

オ 利用促進に向けた支援

利用者登録支援に向けたチラシ作成や、プレスリリース、住民説明会の実施にあたり、委託業務の範囲に係る企画立案や、資料の準備、説明事項の整理等に関し、相談対応・その他支援を行うこと。

カ その他

その他、事業の推進にあたり必要な支援を行うこと。

(2) 乗合ライドシェアに係るシステム運用体制の構築

(1) アを踏まえ、実証運行に必要となるシステムを納品（賃貸借含む。）し、各種調整、設定等を行う。

ア システムの納品、調整、設定

本市と綿密な打合せを行い、(1)で定めるプロジェクト計画書の内容及び本書に示すシステム要件に対応したシステムを納品（賃貸借含む。）し、必要となる調整、設定等を行うこと。

イ 利用方法の説明・指導

システムが円滑に運用されるよう、本市や関係者（ドライバー、コールセンター、運行管理事業者及び本市が指定する者）に説明や指導を行うこと。また、実証地域の住民に対し、利用相談や必要となる支援に適切に対応すること。

ウ 保守・運用

保守・運用に係る業務全般を円滑かつ迅速に行うことができる体制を確立し、本市からの連絡・問合せに対応する一元的な担当窓口を設けること。また、本市の就業時間内（平日 8 時 40 分から 17 時 25 分まで）及び実証運行時間中は、電話及び電子メール等による問合せの受付を行うこと。

システム障害が発生した場合は、速やかな復旧の措置を講じるとともに、原因や対応状況について随時報告できる体制を整えておくこと。また、利用するブラウザソフトや OS 等のソフトウェアにバージョンアップがあった場合は、速やかに必要な対応を行うこと。

(3) 乗合ライドシェアの運行準備及び実証運行の実施

(1) アを踏まえ、実証運行に必要となる準備業務及び円滑な実証運行を行うために必要な業務を行う。

ア ドライバーの募集・採用・委託契約

- ① 本事業実施に必要と想定されるドライバー数の確保に向け、募集を行うこと。
- ② 応募者に対し面接を実施し、面接通過者が受講する大臣認定講習（交通空白地有償運送運転者講習）の手配を行うこと。
- ③ 上記講習を修了し、本市が別途定める要件を全て満たした者と委託契約を締結すること。
- ④ 委託契約を締結したドライバーに対し、本市が別途定める補償内容及び基準に基づき、毎月委託料の支払いを行うこと。委託料の支払いにあたっては、運賃収入の中から充てることとする。

イ 自動車任意保険

車両に関わる自動車任意保険（対人・対物賠償保険：無制限、人身傷害1名30,000千円以上）に加入すること。

ウ 関係事業者・機関との調整支援

地元交通事業者、関係行政機関（地方運輸支局等）への説明・協議を行うにあたり、委託業務の範囲に係る資料の準備や説明事項の整理、その他相談対応等の支援を行うこと。

エ 運行管理

道路運送法施行規則第51条の17に規定された管理業務の実施体制を構築し運営すること。ただし、本市と事前に協議の上、運行管理を担うことができる事業者が業務を委託することができることとし、この場合において、運行管理業務を担う交通事業者が行う準備行為等に関し、必要な相談対応・支援を行うこと。

オ 備品の準備

公共ライドシェアの運行に必要な次の備品を準備すること。

- ① 公共ライドシェア車両用マグネットシート
 - ・大きさ：584mm×410mm
 - ・カラー
 - ・表示する文字等：本市が指定

- ② アルコールチェッカー

カ コールセンターの設置・運営

電話による予約受付に対応するため次の基準を満たすコールセンターを設置・運営すること。ただし、本市と事前に協議の上、コールセンター業務を担うことができる事業者が業務を委託することができることとし、この場合において、コールセンター事業を行う者が行う準備行為等に関し、必要な相談対応・支援を行うこと。

- ① 予約・問い合わせ等に対応できる人員体制とすること。
- ② 電話受付は、平日の8時から17時までの時間帯は対応できること。
- ③ 本事業において利用者の登録を必須とする制度として構築する場合には、利用者の予約受付に加え、利用者登録・修正に係る受付業務にも対応すること。
- ④ コールセンターのスタッフに対し、必要な教育が実施されていること。

キ 実証運行の実施

本市と綿密な打合せのもと、(1)で定めるプロジェクト計画書の内容及び本書に示す運行要件を満たす実証運行を実施すること。

ク 評価検証・改善の実施

運行開始後、利用状況に係るデータの集計・分析・評価を行うとともに、運行方法や周知、利用者支援など複数の観点からの改善を随時実施すること。また、見出された課題については、適宜本市へ報告を行うこと。

6. 運行要件

南部地区における乗合ライドシェアの実証運行を下記のとおり実施することとする。

(1) 運行区域

小松市南部地区（符津、矢田野、栗津、那谷地区）とする。

(2) 運行期間

令和7年10月から令和8年1月までの期間のうち連続した3ヶ月間

ただし、令和7年12月29日（月）から令和8年1月2日（金）までの期間を除くことができる。

(3) 運行日・時間帯

ア 運行日 月曜日から金曜日までの平日

イ 時間帯 午前の部 8時から12時
午後の部 13時から17時

(4) 運行形態・乗降方式

ア 道路運送法第78条第2号に定める自家用有償旅客運送による運行とする。

イ 異なる出発地及び目的地間を移動する複数の利用者の乗合による運行とする。
（一般乗合旅客自動車運送事業と同様）

ウ 区域内におけるドアツードア型での運行とする。

(5) 運行台数

同時に稼働する台数は4台以上を基本とする。ただし、需要に応じて柔軟に対応できること。

(6) 決済方法

現金による決済は不可とし、下記の決済方法に対応すること。

ア アプリ内決済

イ 車内でのQRコード決済

ウ チケット（事前販売）

(7) 運賃

他の公共交通の料金とのバランスを考慮したうえで、今後本市が決定する。

(8) 予約方法

ア アプリ及び電話による予約制とする。

イ 受付は乗車希望時間の2営業日前から30分前まで可能とすること。ただし、このパラメーターは柔軟に変更可能なこと。

(9) その他

上記の事項は、運行に係る基本的な事項を定めるものであり、その他については、別途本市と協議して定めるものとする。

7. システム要件

(1) 基本的な考え方

ア 効率的な運行ルートを作成、運行をサポートする目的で、以下(2)及び(3)を全て満たす「配車システム」、「ユーザーアプリ」、「ドライバーツール」、「オペレーターツール」の機能を備えたクラウド型システムで構成されること。

イ ユーザーアプリの利用が困難な利用者に配慮し、電話による配車受付手段も備えるものとし、コールセンターでのシステム利用についても対応できること。

(2) システム提供範囲

ア 6(1)に規定する運行区域の全域で運行を行うことができること。

イ 各車両ごとに乗合で運行ができること。

ウ 乗車地及び降車地のいずれも運行区域内であること。

エ ドアツードア型の乗降方式に対応できること。

(3) システム要件

ア 予約・配車・運行管理に関わる基本機能（配車システム）

① AIを活用した効率的な自動配車、自動ルート作成が可能であること。

② 別途指定する距離制もしくは定額の運賃を自動で算出し、事前及び乗客の降車時に表示できること。但し、距離制の場合は、利用者が支払う運賃は事前確定ではなく、実際に乗降した区間の距離に基づき再計算され、確定すること。

③ デジタルクーポンの発行や障がい者手帳、らく賃パスポート等の提示による割引料金算出が可能であること。

④ 利用者からの予約（アプリ・電話・WEB）を受け付け、瞬時に運行車両へ乗車降車情報をリアルタイムに配信できること。

⑤ 電話での予約を受け付ける際に、オペレーターによるオペレーターツールへの手動登録ができること。

- ⑥ オペレーターツールについて、予約の一覧、車両ごとの運行予定、車両の位置及び利用登録者の情報をタブの切り替えにより速やかに確認できること。
- ⑦ オペレーターツールについて、利用登録者の情報を氏名、住所、電話番号等により容易に検索できること。
- ⑧ オペレーターツール及びドライバーツールについて、各運行のルート、利用者の情報等を確認でき、必要に応じてオペレーター及びドライバー間の伝達のために補足の情報を入力できること。
- ⑨ ドライバーツールについて、乗車場所への到着、降車場所への到着等の各時点で、画面上のボタンを押下するなどにより、運行状況をシステムに入力できること。
- ⑩ 予約締切時間を任意に指定することができること。
- ⑪ 予約受付方法は「即時予約」「事前予約」方式の双方に対応できること。

イ ユーザーアプリ

- ① 予約の確定及び予約状況の確認、そのキャンセル、乗降地点、車両位置情報の確認ができること。
- ② 乗車人数、乗車希望時間を任意に指定することができること。
- ③ iOS と Android 双方に対応すること。
- ④ 外国語表記（英語・韓国語・中国語を必須とする。）に対応すること。
- ⑤ 支払い手段はオンライン決済、QR コード決済等の車内での支払い方法のいずれにも対応すること。

ウ ドライバーツール

- ① ドライバーアプリはドライバーに対するナビゲーション機能を有すること（利用者の乗降場所及び運行ルートの表示など）。また、予約発生時に適切にドライバーに通知する機能を有すること。
- ② 運行に必要な利用者に関する情報（利用者メモ、乗降場所メモなど）を共有する機能を有していること。
- ③ 利用者が乗車及び降車した情報を、システムサーバへ送信する機能を有すること。
- ④ インターネット回線のトラブル等でシステムサーバと通信ができない場合でも、受信済みの予約データをもとに運行が継続できること。
- ⑤ ドライバーアプリは iOS と Android の双方に対応すること。

エ 運行管理機能

- ① オペレーターツールは指定の URL にアクセスすることで利用可能とすること。
- ② 車両予約
オペレーターツールにて運行車両の予約状況・位置情報を確認できること。
- ③ 利用者の情報
オペレーターツールにて利用者情報を登録及び修正できること。
- ④ 利用者予約
オペレーターツールにて利用者の予約状況を把握できること。また、予約情報を登録、修正及び削除できること。

⑤ 車両管理

オペレーターツールにて運行する車両を登録、修正、削除できること。また、運行により取得する乗降データを無料で出力できること。

⑥ 運行管理

異常発生時にオペレーターツールにて新規の予約受付停止ができること。また、過去の運行記録について確認ができること。

⑦ ドライバーシフト登録

オペレーターツールにてドライバーの運転シフト（運転、休憩）の登録、修正、削除ができること。

⑧ 運行実績

利用実績（日別・時間帯別等）を随時確認できること。利用実績（1件明細の乗降履歴・日別・時間帯別等）を無料でCSV等のファイル形式でダウンロードすることができること。

(4) システム操作研修

ア 研修計画を作成し、事前に本市の承認を得ること。

イ 運転手、運行管理者等を対象とした操作研修会を実施すること。

ウ 研修会の内容は、原則として受講者が端末を実際に操作して行う内容を含んだものとする。

エ 研修会で使用するテキストは受託者が準備すること。

オ 研修会場、プロジェクター及びスクリーンは本市が準備するものとする。ただし、研修内容について本市と十分に協議を行うものとする。必要に応じ、オンライン研修、動画配信による研修などの提案も行うこと。

(5) 情報セキュリティ対策

ア 不正アクセスを防ぐ体制が実施されていること。

イ ウイルス対策を継続的に実施し、ウイルスの検知・駆除を適切に行うこと。

ウ 暗号化技術を活用するなど、必要な通信の保護がなされていること。

エ 利用者のデータや運行データ等が第三者に不正に閲覧等されることが無いこと。

オ 脆弱性が生じないように常にセキュリティ対策を見直すこと。

カ 情報セキュリティインシデントに際し、被害を最小限にするための対処方法が定められ、必要に応じて本市へ連絡する体制を構築していること。

キ 本業務で取り扱う情報は、本業務の実施にあたり必要となる範囲で利用されることがし、それ以外の目的では利用しないこと。

8. その他の提案

本仕様書は、事業実施にあたり最低限必要と考えられる事項を記載したものであり、受託者は業務目的等を勘案し、その専門的立場から他自治体の事例や今後の技術革新を見据え、本業務の費用の範囲内において効果的な提案がある場合は、積極的な提案を求める。

9. 成果物

(1) 成果物一覧

- ア プロジェクト計画書
- イ サービス説明書（利用者向けに利用方法を記載した書類）
- ウ サービス利用規約
- エ システム設定書（システムの設定内容を記載した書類）
- オ システム保守・運用体制
- カ 各種システム利用マニュアル
- キ 利用実績・分析評価に関する報告書
- ク 書類のデザインに使用した画像データ一式（該当データを利用して、本市が新たな画像を作成することを承諾すること）
- ケ 打ち合わせの議事録一式

(2) 納品場所

小松市行政管理部地域交通政策室とすること。

10. 委託料の請求及び支払

委託料の請求及び支払いについては契約前に本市と受託者にて別途協議を行い決定するものとする。

11. 秘密の保持

本業務の履行に関して知り得た情報を他に利用、開示してはならない。また、個人情報の取り扱いについては、本市個人情報保護条例を遵守するものとし、データの秘密保持について万全の管理を行うこと。

12. 成果物の帰属

- (1) 業務による成果物及び派生する権利等の副産物は、全て本市に帰属するものとし、市の承諾を受けずに公表、譲渡、貸与又は使用してはならない。ただし、成果物に受託者または第三者の著作物が含まれている場合、当該著作物（当該著作物を改変したものを含む）の著作権は、従前からの著作権者に帰属するものとする。
- (2) 本事業の成果物等に、受託者が従前から保有する知的財産権（著作権、ノウハウ、アイデア、技術、情報を含む。）が含まれていた場合には、権利は受託者に留保されるが、本市は、本事業の成果品等を利用するために必要な範囲において、これを無償で利用できるものとする。

(3) 受託者は、本市に対し、著作権人格権を行使しないものとする。

13. 疑義の協議

仕様書等に明示されていない事項又は疑義が生じた場合、その都度、本市と受託者が協議の上、本市の指示に従うものとする。

14. その他の事項

- (1) 運行形態（運行日、運行時間及び運行エリア）については、契約期間内であっても本市の指示により変更することがある。
- (2) 本業務のすべてを第三者へ委託することを禁止する。なお、業務の性質から、業務の一部を再委託する場合は、事前に本市の承認を得ること。なお、運行管理及びコールセンターについては、再委託が見込まれる業務として取り扱うものとし、ドライバーについては、原則再委託となる。なお、再委託先の受託者においても、本仕様書が定める情報セキュリティや秘密の保持は適用するものとする。
- (3) 本事業は、国の補助金（地域公共交通確保維持改善事業費補助金）を活用した事業であることから補助申請に関する必要書類の作成や手続きを支援するものとする。
- (4) 本市は、本業務の処理状況について随時調査し、必要な報告を求め、監査することができる。また、本業務の実施について、必要な事項に係る指示をすることができる。
- (5) 契約期間終了時には、蓄積された全てのデータを発注者に無償で引き継ぐこと。データ形式はCSV形式を基本とする。受託者は、引継ぎの完了を本市が確認した後、速やかに当該データの確実な消去を行い報告すること。その際、事業者が発生する費用については、別途請求しない。
- (6) 運用後に判明した本業務に関わる不適合が確認された場合は、受託者にて無償で改修すること。

15. 担当

小松市役所行政管理部地域交通政策室

電話：0761-24-8396

E-mail：kotsu-s@city.komatsu.lg.jp